

奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十一月七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十三号

奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

（奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項事務の欄4中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同欄5中「第八条第五項」を「第九条第五項」に改め、同欄6中「第八条第六項前段」を「第九条第六項前段」に改め、同欄7中「第八条第七項」を「第九条第七項」に改め、同欄8中「第八条第八項」を「第九条第八項」に改め、同欄9中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同欄10中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

（奈良県附属機関に関する条例の一部改正）

第二条 奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県土地価格判定委員会の項第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十一月八日から施行する。